

岐阜県庁舎再整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県庁舎の再整備に関して、県内各界各層を代表する者及び学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、岐阜県庁舎再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 委員会に座長を置き、委員のうちから互選する。

3 座長は、会議の進行を行う。

(会議)

第3条 委員会は知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、岐阜県総務部管財課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。